

災害貸付(令和8年熊本地震)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、令和8年熊本地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした災害貸付を取り扱っております。

<災害貸付(令和8年熊本地震)の概要>

ご利用 いただける方	令和8年熊本地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方
資金の お使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金
融資限度額	各融資制度のご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額
ご返済期間 (うち据置期間)	(一般貸付) 運転資金：10年以内（3年以内） 設備資金：20年以内（3年以内） (特別貸付) 各融資制度に定められたご返済期間内（各融資制度に定められた据置期間内）
利率(年)	各融資制度に定められた利率 ただし、ご利用いただける方の1のうち、熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当の機関から受けた方は、1,000万円まで、融資後3年間の利率を基準利率（災害）から0.9%引下げ
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ 生活衛生貸付のお取扱いも可能です。詳しくは支店の窓口までお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

詳しくは、日本公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、事業資金相談ダイヤルへお問い合わせください。



日本政策金融公庫(国民生活事業)
「インターネット申込」のご利用はこちら

